

特別区制度(案)の概要

第31回協議会(令和元年12月26日)において決定された「特別区設置協定書(案)の作成に向けた基本的方向性について」に基づく制度(案)の概要を掲載します。

- 特別区制度は大阪府市を再編し、広域行政は府へ一元化するとともに、大阪市をなくし基礎自治体として4つの特別区を設置するものです。
- 今後、大都市制度(特別区設置)協議会で協定書の作成に向けて協議されるとともに、議会で審議されます。

特別区制度の必要性

- 東京一極集中による経済の長期低落傾向や人口減少・超高齢化社会など大都市・大阪が抱える課題の解決に向けて、「副首都・大阪」の確立をめざしており、それを支える大都市制度が必要です。
- 大阪の成長をよりスピーディーに進める体制づくりと、住民の皆さんに身近なことは身近で決める仕組みづくりを進めるには、今のままでは限界があり、特別区制度をめざしています。

特別区制度でめざすもの

大阪の成長をスピードアップ!

成長の司令塔を
知事に一本化

都市インフラの整備などを
迅速かつ強力に推進

身近なことは、身近で決める!

住民に選ばれた
区長・区議会

地域の実情に応じた
住民サービスを展開

制度設計の5つのポイント

- ①広域機能と基礎自治機能の役割分担を徹底し、広域機能を大阪府に一元化することで二重行政を解消します。大阪全体の成長や安全・安心などの事務は大阪府が、住民に身近な事務は特別区が実施します。
- ②現行の住民サービスを適切に提供できるよう、特別区と大阪府の役割分担に応じて財源を配分します。特別区設置の際は、大阪市が実施してきた特色ある住民サービスは内容や水準を維持します。
- ③区割りについては、財政の均衡化、人口の格差、歴史的な経緯、鉄道網・商業集積などを考慮しています。
- ④利便性を維持するため、現在の区役所での窓口サービスは引き続き実施し、区役所は現在の名称のままとします。
- ⑤特別区設置の日は、住民サービスへの配慮や円滑な移行の観点から、2025年(令和7年)1月1日とします。

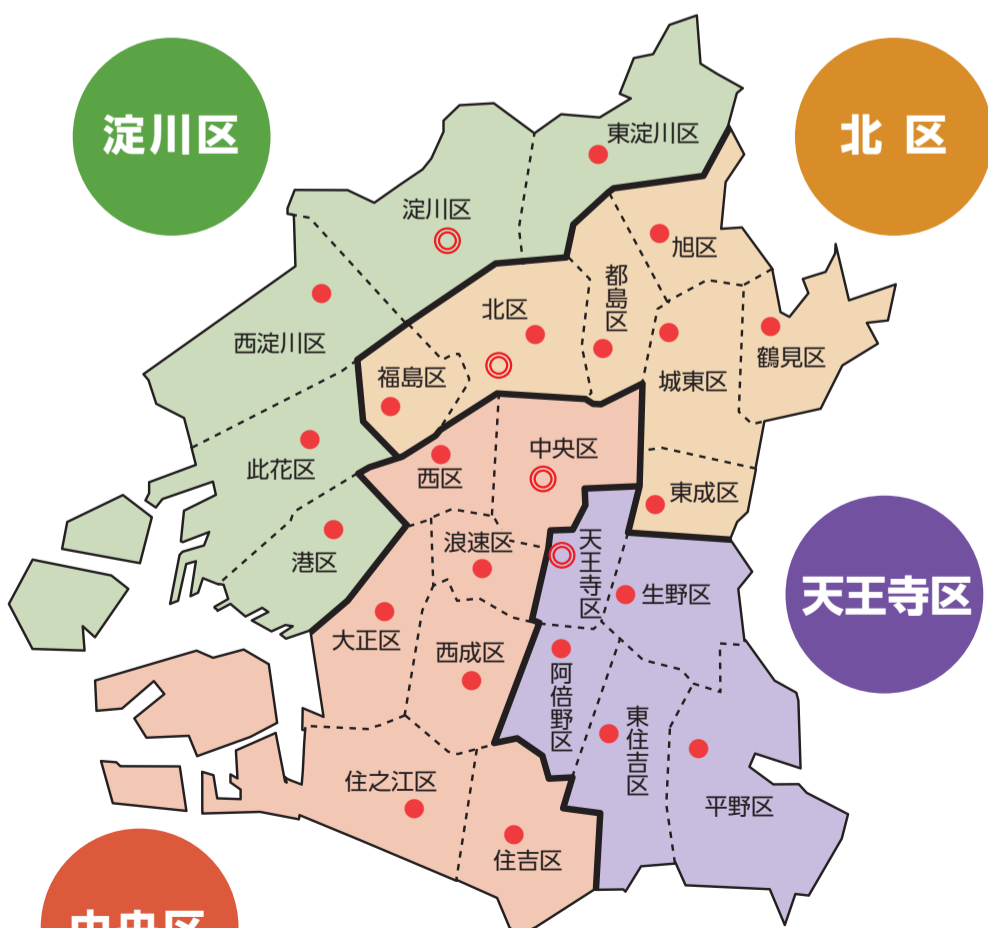
特別区制度の詳細については、副首都推進局のホームページをご覧ください。

大阪市 特別区 目次

検索



1 区割り・区の名称・本庁舎の位置



[凡例] ○印:特別区本庁舎 ●印:区役所(地域自治体の事務所)
なお、現在の淀川区、中央区、天王寺区を所管する区役所(地域自治体の事務所)は、特別区本庁舎の中に設置

2 区議会議員の定数

■基本的な考え方

- 選挙区は特別区とします。
- 各特別区の議員定数は、現行の大阪市会の行政区ごとの議員定数を積み上げたものとします。
- 議員報酬は、減額後の現行報酬をベースとします。

区名	議員定数
淀川区	18人
北区	23人
中央区	23人
天王寺区	19人
合計	83人